

旭川医科大学における学生等のハラスメント等の相談への対応に関する細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和7年4月28日学長裁定)

旭川医科大学における学生等のハラスメント等の相談への対応に関する細則の一部を改正する細則

旭川医科大学における学生等のハラスメント等の相談への対応に関する細則（平成16年4月1日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(相談員)	(相談員)
第2条 学生等からのハラスメント等に関する苦情の申出及び相談 （以下「苦情相談」という。）に対応するため、総括相談員及び相談員（以下「総括相談員等」という）を置くものとする。	第2条 学生等からのハラスメント等に関する苦情の申出及び相談 （以下「苦情相談」という。）に対応するため、総括相談員及び相談員（以下「総括相談員等」という）を置くものとする。
2 総括相談員は、学長が指名する副学長をもって充てる。	2 総括相談員は、学長が指名する副学長をもって充てる。
3 相談員は、次に掲げる者をもって充てる。	3 相談員は、次に掲げる者をもって充てる。
(1) 一般教育の教授、准教授又は講師 1人	(1) 一般教育の教授、准教授又は講師 1人
(2) 基礎医学の教授、准教授又は講師 1人	(2) 基礎医学の教授、准教授又は講師 1人
(3) 臨床医学の教授、准教授又は講師 1人	(3) 臨床医学の教授、准教授又は講師 1人
(4) 看護学科の教授、准教授又は講師 1人	(4) 看護学科の教授、准教授又は講師 1人
(5) 保健管理センター専任教員及び保健師	(5) 保健管理センター専任教員及び保健師
<u>(6) 学生支援課の課長及び課長補佐</u> （新設）	
4 前項第1号から第4号までの相談員は、学長が委嘱する。 （任期）	4 前項第1号から第4号までの相談員は、学長が委嘱する。 （任期）
第3条 前条第3項第1号から第4号までの相談員の任期は2年とする。 ただし、補欠の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。	第3条 前条第3項第1号から第4号までの相談員の任期は2年とする。 ただし、補欠の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の相談員は，再任されることができる。

(略)

附 則

この細則は，令和7年4月28日に施行し、令和7年4月1日から適用する。

【改正理由】

相談員に学生支援課の課長及び課長補佐を新たに追加するため，所要の改正を行うとともに、規程の整備を図るものである。

2 前項の相談員は，再任されることができる。

(略)